

# 大阪医科薬科大学看護学部同窓会会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

大阪医科薬科大学看護学部同窓会と称する。

### 第2条 本部

大阪医科薬科大学看護学部内に置く。

### 第3条 目的

本会は会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展に寄与し、併せて社会に貢献することを目的とする。

### 第4条 事業

本会はその目的達成のために次のことを行う。

1. 会員名簿の作成
2. 母校発展のための協力及び相互連絡に関する事項
3. その他本会の目的を達成するために必要と認める事業

## 第2章 会員

### 第5条 会員

本会は次の会員をもって組織する。

会員 看護学部看護学科卒業生、看護学研究科修了生

### 第6条 住所移転の届け出

会員は氏名・住所・勤務先・メールアドレス等を卒業時に届け出る。届け出た事項に変更があった時は、変更が生じた年度内に本会所定の書面または電磁的方法をもって本会に報告することとする。

## 第3章 役員

### 第7条 役員

会長 1名 副会長 2名（庶務・会計）

監事 2名（会務および会計監査）

### 第8条 役員の仕事

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
3. 庶務は本会全般に関する記録を処理する。
4. 庶務は総会開催、会員名簿の収集および連絡調整等を行う。
5. 会計は本会の会計事務を処理する。

6. 監事は本会の会務及び会計を監査する。

#### **第9条 役員を選出**

役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長は会員の中から選出し、総会において承認する。
2. 副会長、監事は会員の中から選出し、総会において承認する。
3. 会計、庶務は会員の中から会長が委嘱する。

#### **第10条 役員の任期**

1. 本会役員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合は総会の議決もしくは会長の委嘱により補充する。ただし、役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 任期満了の後でも公認の役員が選出されるまではその職務を行う。

#### **第11条 顧問**

1. 本会運営の指導、助言のために本会に顧問を置くことができ、会長が大阪医科薬科大学看護学部長にこれを委嘱する。
2. 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行うことができる。

### **第4章 会議**

#### **第12条 総会**

定期総会は会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

1. 総会は原則1年に1回開催する。総会の議長は会長とする。
2. 総会は事業計画、予算・決算、役員を選任及び会則等の主要事項を議決する。
3. 議決は委任状提出者を含めた出席者の2/3以上の賛成により決し、可否同数の場合は議長が決する。
4. 総会の収集は、会日の二か月前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的方法をもって通知する。

#### **第13条 役員会**

役員会は第8条に定める役員をもって組織し、会長がこれを招集し議長となる。

#### **第14条**

役員会は役員全体の過半数以上の出席により成立し、決議は出席者の過半数により成立する。役員会に出席できない時は委任状をもって会長のその議決権を委任することが出来る。可否同数の場合は議長の決定するところとする。

役員会は本会の業務に必要な事項のうち、次にあげる事項の審議決定を行う。

1. 総会の招集に関する事項とこれに付随する事項
2. その他本会の運営業務に必要な事項

### **第5章 会計**

## **第 15 条 会計**

1. 本会の会計は会費及び寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
2. 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
3. 会費は終身会費 3,000 円とする。また、卒業時までこれを納入することとする。
4. 既納の会費は原則として返還しない。
5. 講演会、交流会などの場合は必要に応じて徴収することができる。

## **第 6 章 補則**

### **第 16 条 会則の改正**

会則の改正は、総会の議をもって行う。

附則 本規約は平成 26 年 3 月 7 日から実施する。

附則 本規約は平成 27 年 2 月 14 日に一部改正し、同日から施行する。

附則 本規約は令和 5 年 2 月 10 日に一部改正し、同日から施行する。